

●ほんのひとこと

国会図書館の有償オンライン資料
制度的収集の問題点●出版協会長 高須次郎
緑風出版

●答申の問題点

2010年6月7日、第19回納本制度審議会は、「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」を答申し、電子書籍の市場規模が464億円(08年)に上るとし、「オンライン資料の収集ができないと、(法律で定めた)『文化財の蓄積及びその利用』の目的が達せられない恐れがある」との認識をしめし、オンライン資料の制度的収集を次のような考え方で実施することを求めた。

1 収集方法

主として、オンライン資料を公開した者からの国立国会図書館への送信によって収集することを想定。オンライン資料を公開した者は、送信等に関する義務を負う。

2 利用に当たっての想定

基本的に図書館資料と同等の利用提供を行うことを想定。

3 経済的補償

オンライン資料の収集では、送信のための手続に要する費用を「納入に通常要すべき費用」に相当するものとして考える。

現在の納本制度では、代償金が支払われるが、答申では「オンライン資料にはそもそも『印刷・製本』の工程、『作成部数』の概念が存在しない。また、『小売価格』に相当する額であるが、インターネット等において公衆に提示されている『価格』は当該資料の利用料としての『価格』であることを考慮すると、代償金の考え方を準用することは困難であると考え。また、オンライン資料の納入のための複製はデジタル複製であり、納入のための複製の費用も補償を要するほどの額にはならず、この点でも代償金の考え方を準用することは困難であると考え」との認識のもとに、オンライン資料の収集に当たって、無料で納本を義務づけている。電子出版物を編集・制作するのがタダと思っ

ている神経は非常識というほかない。また、国会図書館の「利用による経済的損失についてであるが、有体物の図書館資料の利用形態である閲覧、複写、図書館間貸出においては経済的損失の補償は不要とされており、収集したオンライ

ン資料の利用にあたって、第7章で想定する利用形態(注:閲覧、複写、図書館間貸出といった紙の出版物と同様の利用形態)である限りにおいては、有体物の場合と同様に、補償を要しないと考えられる」としている。

利用による出版社の経済損失の有無を科学的に算出したわけではない。図書館での利用や貸し出しが無料であることについては、著者や出版社側から強い不満があり、貸与料などを支払うべきとの要求がある。

さらに、オンライン出版物の納本にあたっては、情報発信者が送信の際にコピーガードなどDRM(デジタル著作権管理)を解除して納入することとしているが、セキュリティの問題を引き起こす可能性がある。DRMが電子機器上のコンテンツ(映画や音楽、小説など)の無制限な利用を防ぐための技術である以上、DRMを解除して納入すれば、国会図書館による無制限な利用が技術的には可能となる。他の製造業で言えば金型そのもの、開発したソフトそのもの寄せといわれているに等しい。

こうした観点から筆者が『新文化』2011年2月3日付で『電子納本と長尾構想の問題点』で「オンライン資料の制度的収集」=電子納本に反対する理由を論じ、7月14日には書協、雑協、新聞協会が連名で、国会図書館に対しオンライン資料収集についての要望書を提出した。出版協(当時は流対協)も12月19日付けで電子納本に反対する「オンライン収集制度化についての意見」を提出した。

●中間答申の考え方

こうした出版界の反対の動きの中、2012年3月6日、第22回納本制度審議会は「中間答申 オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」を国会図書館館長に答申した。

それによると、まずオンライン出版物で収集の対象となるオンライン資料を次の4つに分類した。

A群資料 DRM等の付与されていない無償出版物

B群資料 DRM等の付与されていない

有償出版物

C群資料 DRM等の付与されている有償出版物

D群資料 DRM等の付与されている無償出版物

具体的には、

A群資料の例としては大学・民間研究所等のジャーナル、大学・民間研究所等の報告書、広報誌、自費出版(古河電工時報 <http://www.furukawa.co.jp/jiho/index.htm>)が挙げられている。

B群資料の例として、商用電子書籍、自費出版(BOOKPUB <http://bookpub.jp/publishers>)

C群資料は通常の商用電子書籍・電子雑誌、自費出版

D群資料は自費出版

を例示している。B、C群資料がわれわれ出版社の商品としてのオンライン出版物にあたる。

また中間答申は「オンライン資料は、損失補償を検討する上で、紙媒体やパッケージ系電子出版物とは異なる次のような特性を有している。」として、2010(平成22)年6月7日付け答申をさらに掘り下げている。長くなるが重要な内容を含むので、全文を引用しておこう。

「(1)有体物の取用に伴う損失補償の考え方を準用できない

オンライン資料は、インターネット等を通じた配信により流通する『情報』であるため、複製により図書館資料として保存することや、契約により利用することはできても、紙媒体やパッケージ系電子出版物のような有体物の取用に伴う損失補償の考え方を準用することができない。

(2)「作成部数」の概念が存在しない

オンライン資料の場合、『作成部数』の概念が存在しない。このため、製作費用を制作部数で除することによって、1点当たりの『生産費用』(すなわち出版物の編集企画から販売に至るまでの総経費を制作部数で除した金額(利潤を含まない。))を求めることはできない。

(3)複製が容易である

DRM等でコントロールされている場合を除くと、オンライン資料の場合、複製を非常に容易に行うことができ、納入

(2頁へ続く)